

## 答 申

### 第1 審査会の結論

市川町長（以下、「実施機関」という。）が令和4年10月26日付けで審査請求人に対して行った公文書不開示決定において、別表に掲げる部分以外の部分については開示すべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、市川町情報公開条例（平成12年条例第24号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4年10月18日付けで、次のとおり公文書開示請求をした。

(2) 本件開示請求の内容

姫路市中播消防署建替等検討委員会会議録 第1回から第7回

#### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

令和4年10月26日付けで、条例第7条第5号の規定に基づく公文書不開示決定をした（以下「本件処分」という。）。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年11月15日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

#### 4 諮問

実施機関は、令和5年1月17日付けで、本件審査請求について、審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

## 2 審査請求の理由等

審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- (1) 請求人は、中播消防署（以下、「本署」という。）及び北部出張所（以下、「出張所」という。）の建替候補地について、新聞報道に一定の結論が掲載されており、その結論に至った経緯を知りたいため開示請求をした。
- (2) 弁明書によると、実施機関は、建替候補地は神崎郡市川町、福崎町、神河町の3町で構成する姫路市中播消防署建替等検討委員会（以下「検討委員会」という。）で協議中であり、会議録を公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれたり、町民の間の混乱を生じさせたり、特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあると判断し、本件処分をした。しかし、実施機関は町議会に対し、出張所を神河町の方角で協議していると報告しており、この報告に至った経緯を公にしてほしいため審査請求したのであって、候補地を特定したいわけではない。

## 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭意見聴取によると概ね次のとおりである。

### 1 本件処分について

#### (1) 本件処分に係る公文書について

検討委員会は、各町副町長以下担当職員が委員となり、姫路市消防局職員がアドバイザーとして出席しており、本署及び出張所の建替候補地を検討している。建替候補地の方向性を決めた後、各町長へ報告し、3町長会議において候補地が決定する。本件公文書は、他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報共有のため、検討委員会の議事内容を記録したものである。

#### (2) 条例第7条第5号の該当性について

建替候補地の選定は、土地の問題が関係しており、検討委員会の議事は3町ともかなり慎重に取り扱っている。公文書を開示することで、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、候補地選定の検討内容を公にすることで、町民の間の混乱を生じさせ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため条例第7条第5号に該当する。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を定めるとともに、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の有するその諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の理解と協力の下に公正で開かれた行政を推進し、町民の行政への参加を促進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 本件処分に係る公文書について

本件処分に係る公文書は、「姫路市中播消防署建替等検討委員会会議録 第1回から第7回」である。審査会において、当該公文書を見分したところ実施機関が主張する第4の1(1)に記載するとおりの性質の文書であると認められる。

### 3 条例第7条第5号の規定について

本号は、実施機関内部若しくは相互間又は町と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ここで、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のことを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断するものと解されている。

### 4 条例第7条第5号の該当性について

当審査会において対象公文書を実際に見分したところ、候補地は具体的に土地を挙げて協議をしている検討委員の発言が記載されていた。当該発言の

うち別表に示す不開示部分については、具体的な土地の位置を推察できる内容が含まれており、これらの情報を開示することにより、未成熟な情報が公となり、町民の誤解や憶測を招き、不当に町民の間に混乱を生じられるおそれや、候補地への投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあると認められることから、当該部分については不開示情報とするべきである。

しかし、別表に掲げる不開示部分以外の部分については、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、当該情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお看過し得ない程度の支障があるとは認められないことから、条例第7条第5号の規定により不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

## 第6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

本審査会において不開示にすべきと判断した部分

公文書の件名	不開示部分
<p>第1回姫路市中播消防署建替等検討委員会 会議録</p>	<p>2ページ目の 7行目5文字目から31文字目まで ※1 8行目5文字目から44文字目まで 9行目5文字目と10文字目から17文字目まで 11行目31文字目から13行目2文字目まで 19行目5文字目と10文字目から44文字目まで 23行目5文字目から28文字目まで 24行目5文字目から25行目9文字目まで</p>
<p>第2回姫路市中播消防署建替等検討委員会 会議録</p>	<p>3ページ目協議事項欄の ※2 7行目10文字目から35文字目まで 12行目31文字目から13行目32文字目まで 29行目32文字目から35文字目まで 30行目5文字目から27文字目まで 38行目23文字目から39行目27文字目まで 5ページ協議事項欄の 11行目31文字目から12行目30文字目まで 17行目30文字目から22行目まで 36行目11文字目から37行目5文字目まで 40行目3文字目から31文字目まで</p>
<p>第3回姫路市中播消防署建替等検討委員会 会議録</p>	<p>1ページ目協議事項欄の 13行目から22行目まで 2ページ目協議事項欄の 1行目から44行目まで 3ページ目協議事項欄の 1行目から13行目まで 4ページ目協議事項欄の 8行目16文字目から10行目11文字目まで</p>

	<p>16行目と17行目1文字目から13文字目まで</p> <p>32行目20文字目から35文字目まで</p> <p>41行目32文字目から44行目まで</p> <p>5ページ目協議事項欄の</p> <p>8行目16文字目から10行目まで</p> <p>12行目18文字目から13行目2文字目まで</p> <p>17行目15文字目から18行目10文字目まで</p> <p>39行目15文字目から40行目31文字目まで</p> <p>6ページ目協議事項欄の</p> <p>11行目1文字目から21文字目まで</p> <p>18行目から30行目まで</p> <p>32行目23文字目から33行目6文字目まで</p> <p>34行目31文字目から36行目8文字目まで</p> <p>7ページ目協議事項欄の</p> <p>31行目5文字目から23文字目まで</p> <p>32行目12文字目から33文字目まで</p> <p>38行目30文字目から39行目23文字目まで</p> <p>8ページ目協議事項欄の</p> <p>7行目12文字目から17文字目まで</p> <p>8行目19文字目から9行目10文字目まで</p> <p>13行目3文字目から14行目まで</p> <p>15行目から17行目1文字目から11文字目まで</p> <p>20行目20文字目から21行目4文字目まで</p> <p>22行目25文字目から23行目20文字目まで</p> <p>9ページ目協議事項欄の</p> <p>1行目から3行目まで</p> <p>5行目24文字目から6行目17文字目まで</p> <p>7行目1文字目から13文字目まで</p> <p>8行目7文字目から20文字目まで</p> <p>10行目1文字目から10文字目まで</p> <p>11行目7文字目から18文字目まで</p>
--	---

	17行目から18行目まで
第4回姫路市中播消防署建替等検討委員会 会議録	<p>2ページ目協議事項欄の 3行目から4行目まで 5行目14文字目から6行目12文字目まで 7行目 9行目5文字目から13文字目と24文字目から34文字目まで 27行目25文字目から31文字目まで</p> <p>2ページ目協議事項欄の 3行目7文字目から13文字目までと24文字目から4行目18文字目まで 11行目13文字目から25文字目まで</p>
第5回姫路市中播消防署建替等検討委員会 会議録	<p>1ページ目協議事項欄の 16行目20文字目から17行目8文字目まで 18行目10文字目から19行目32文字目まで</p> <p>2ページ目協議事項欄の 29行目8文字目から17文字目と28文字目から30行目の3文字目まで 33行目1文字目から23文字目まで 37行目から38行目まで</p> <p>4ページ目協議事項欄の 2行目19文字目から5行目まで 8行目22文字目から13行目まで 17行目28文字目から18行目7文字目まで 20行目6文字目から25文字目まで 25行目17文字目から24文字目まで 26行目32文字目から27行目10文字目まで 29行目14文字目から31行目31文字目まで</p> <p>5ページ目協議事項欄の 13行目から14行目まで 18行目23文字目から19行目19文字目までと25文字</p>

	<p>目から20行目14文字目までと21文字から32文字目まで</p> <p>35行目12文字目から28文字目まで</p> <p>7ページ目協議事項欄の</p> <p>4行目12文字目から5行目4文字目まで</p> <p>22行目から23行目まで</p>
<p>第6回姫路市中播消防署建替等検討委員会 会議録</p>	<p>1ページ目協議事項欄の</p> <p>8行目20文字目から12行目まで</p> <p>3ページ目協議事項欄の</p> <p>12行目16文字目から13行目13文字目まで</p> <p>28行目23文字目から29行目まで</p> <p>4ページ目協議事項欄の</p> <p>23行目1文字目から28文字目まで</p> <p>27行目15文字目から28行目23文字目まで</p> <p>40行目から41行目10文字目までと19文字目から42行目まで</p> <p>5ページ目協議事項欄の</p> <p>25行目24文字目から26行目5文字目まで</p> <p>29行目9文字目から30行目まで</p> <p>42行目から43行目まで</p> <p>44行目から45行目27文字目まで</p> <p>6ページ目協議事項欄の</p> <p>8行目4文字目から25文字目まで</p> <p>7ページ目協議事項欄の</p> <p>15行目14文字目から36文字目まで</p> <p>16行目30文字目から17行目まで</p>
<p>第7回姫路市中播消防署建替等検討委員会 会議録</p>	<p>2ページ目協議事項欄の</p> <p>30行目と31行目10文字目まで</p> <p>3ページ目協議事項欄の</p> <p>4行目23文字目から5行目8文字目まで</p> <p>28行目1文字目から26文字目まで</p>

	<p>29行目2文字目から17文字目まで</p> <p>31行目30文字目から32行目まで</p> <p>40行目30文字目から42行目2文字目まで</p> <p>5ページ目協議事項欄の</p> <p>42行目20文字目から32文字目まで</p> <p>6ページ目協議事項欄の</p> <p>24行目1文字目から33文字目まで</p> <p>29行目1文字目から16文字目まで</p> <p>30行目1文字目から27行目まで</p> <p>8ページ目協議事項欄の</p> <p>11行目15文字目から12行目29文字目まで</p> <p>16行目</p> <p>17行目1文字目から11文字目まで</p> <p>20行目16文字目から21行目まで</p> <p>22行目から23行目37文字目まで</p> <p>28行目から47行目まで</p> <p>9ページ目協議事項欄の</p> <p>1行目から10行目まで</p> <p>12行目から17行目まで</p> <p>19行目から29行目25文字目まで</p> <p>10ページ目協議事項欄の</p> <p>5行目から15行目まで</p> <p>16行目7文字目から25文字目まで</p> <p>19行目13文字目から18文字目まで</p> <p>20行目から22行目まで</p> <p>29行目から30行目まで</p> <p>11ページ目協議事項欄の</p> <p>1行目36文字目から4行目まで</p>
--	--

※1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。文字数は、当該行に記載された文字（符号及び句読点を含む。）を左詰めにして数えたものである。

※2 協議事項欄は、欄内の文字が記載された行を上から数えたものである。文字数は、※1と同様にして数えたものである。